

福島県優良土木・建築工事表彰事務取扱要領

（目 的）

第1条 この要領は、土木部における土木、建築及び設備工事のうち、成績優秀な工事（以下「優良工事」という。）の表彰事務に関する必要な事項を定め、もって建設技術の向上発展に寄与することを目的とする。

（表彰の対象工事等）

第2条 表彰の対象とする工事は、次の各号に該当するものとする。

- （1）表彰する年度の前年度において竣工した工事で、1件の請負金額が土木工事及び建築、設備工事において、500万円以上の工事であること。
- （2）「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（令和3年8月24日総務部長通知）」に定める入札参加資格制限に該当する施工者にかかる工事でないこと。
 - ア 表彰する年度の前年度または表彰する年度の表彰決定日までに、2週間以上の入札参加資格制限措置を受けた者（表彰決定日とは受賞者決定伺いの決裁日をいう。）
 - イ 表彰する年度の前々年度に、2週間を超える入札参加資格制限措置を受けた者
- （3）当該施工者の500万円以上の施工実績が以下であること。
 - ア 土木工事のうち工事種別が一般土木、舗装、法面処理の場合
表彰する年度の前年度において、表彰の対象とする工事の他に1件以上ある施工者にかかる工事
 - イ 土木工事のうち上記ア以外の工事種別及び建築・設備工事の場合
表彰する年度の前年度及び前々年度の2ヶ年において、表彰の対象とする工事の他に1件以上ある施工者にかかる工事
- （4）表彰の対象とするのは、工事等有資格者名簿（県内建設工事）に掲載のある施工者（以下「県内企業」という。）にかかる工事を基本とし、工事等有資格者名簿（県外建設工事）に掲載のある施工者（以下「県外企業」という。）にかかる工事は表彰の対象としない。
- （5）表彰は複数年を連続して受賞することができる。
- （6）共同企業体については、県内企業を含む共同企業体にかかる工事とする。
- （7）土木・建築（設備）工事成績評定表の評定点が80点以上の工事であること。

なお、（3）アに該当する工事では表彰の前年度において、イに該当する工事では表彰の前年度及び前々年度の2年間に於いて、当該施工者が実施した500万円以上の工事の成績評定点の平均点は75点以上であることとする。

(表彰の部門)

第3条 優良工事の表彰は、次の部門について行うものとする。

(1) 土木工事（災害復旧工事以外）

- 1) 道路部門
- 2) 舗装部門
- 3) 橋梁部門
- 4) 交通安全施設部門
- 5) 河川部門
- 6) 海岸・港部門
- 7) 砂防部門
- 8) 環境緑化部門
- 9) 下水道部門
- 10) 特殊構造物部門
- 11) 維持補修部門（土木）

(2) 建築及び設備工事（災害復旧工事以外）

- 1) 一般建築部門
- 2) 教育・文化施設部門
- 3) 電気設備部門
- 4) 機械設備部門
- 5) 維持補修部門（建築・設備）

(3) 災害復旧工事（災害関連、助成事業、建築における改築工事は除く）

- 1) 道路（災害）部門
- 2) 舗装（災害）部門
- 3) 橋梁（災害）部門
- 4) 河川（災害）部門
- 5) 海岸・港（災害）部門
- 6) 砂防（災害）部門
- 7) 環境緑化（災害）部門
- 8) 下水道（災害）部門
- 9) 特殊構造物（災害）部門
- 10) 一般建築（災害）部門
- 11) 教育・文化施設（災害）部門
- 12) 電気設備（災害）部門
- 13) 機械設備（災害）部門

2 各部門の定義については別表のとおりとする。

（表彰の推薦）

第4条 土木部出先機関の長等は、第2条に該当する工事のうち土木・建築（設備）工事成績評定表の評定点が80点以上の工事のうちから、第3条第1項に規定する部門別に「福島県優良土木・建築工事表彰審査書」により土木部長あて推薦するものとする。

2 各出先機関の長等が推薦する件数は、原則として各部門1件とする。

（表彰審査委員会）

第5条 表彰に値する優良工事を選定するため、「福島県優良土木・建築工事表彰審査委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

2 委員会の組織及び運営については、別に定める。

（委員会の審査）

第6条 委員会は、第4条の規定により推薦された工事について審査を行い、表彰に値する優良工事を選定するものとする。

2 委員会の審査は、第1次及び第2次の書類審査並びに現地審査により行うものとする。

3 第1次書類審査は、審査書及びその他の資料に基づき、現地審査の対象工事を選定するものとする。

4 現地審査は、委員及び審査部門の事業を所管する工事主務課職員を現地審査員として委員長が指名し、現地審査個所表に基づき評価を行うものとする。なお、工事主務課職員は現地審査のみを行う。

5 第2次書類審査は、現地審査結果に基づき、表彰に値する優良工事を選定するものとする。

（表 彰）

第7条 土木部長は、表彰工事の決定を求めるため、委員会において表彰に値する優良工事とされた工事及び施工者について、必要な事項を知事に提出するものとする。

2 知事は前項の工事のうちから表彰工事を決定し、その施工者に賞状及び副賞を授与するものとする。

3 表彰は、知事の定める期日に実施するものとする。

（補 足）

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、土木部長がこれを定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和５８年度より適用する。

福島県優良土木建築工事表彰事務取扱要領は、廃止する。

- ・昭和６３年 ２月 ３日一部改定
昭和６３年 ４月 １日より適用する。
- ・平成 元年 ７月１４日一部改定
平成 元年 ７月１４日より適用する。
- ・平成 ５年 ３月３１日一部改正
平成 ５年 ４月 １日より適用する。
- ・平成 ９年 ６月２７日一部改正
平成 ９年 ７月１５日より適用する。
- ・平成１３年 ４月 １日一部改正
平成１３年 ４月 １日より適用する。
- ・平成１５年 ３月３１日一部改正
平成１５年 ４月 １日より適用する。
- ・平成１６年 ３月１５日一部改正
平成１６年 ４月 １日より適用する。
- ・平成１７年 ６月１５日一部改正
平成１７年 ７月 １日より適用する。
- ・平成１９年 ４月１０日一部改正
平成１９年 ４月１０日より適用する。
- ・平成２０年 ２月１５日一部改正
平成２０年 ２月１５日より適用する。
- ・平成２１年 ４月 ６日一部改正
平成２１年 ４月 ６日より適用する。
- ・平成２２年 ３月１０日一部改正
平成２２年 ３月１０日より適用する。
- ・平成２３年 ３月１０日一部改正
平成２３年 ３月１０日より適用する。
- ・平成２５年 ６月 ３日一部改正
平成２５年 ６月 ３日より適用する。
- ・平成２７年 １月 ５日一部改正
平成２７年 １月 ５日より適用する。
- ・平成２８年 １月 ４日一部改正
平成２８年 １月 ４日より適用する。

- 平成 29 年 1 月 31 日一部改正
平成 29 年 1 月 31 日より適用する。
- 平成 30 年 1 月 29 日一部改正
平成 30 年 1 月 29 日より適用する。
- 令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日より適用する。
- 令和 7 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日より適用する。

別表（表彰部門対象工事の定義）

部門別	定 義
道 路	各課の所管する道路工事で、工事等種別が一般土木工事であるもの。
舗 装	各課の所管する舗装工事で、工事等種別が舗装工事であるもの。
橋 梁	各課の所管する橋梁工事で、工事等種別が一般土木工事、鋼橋上部工事、P C 橋上部工事であるもの（横断歩道橋、側道橋、防雪工事等の上部工を含む。）。
交通安全 施 設	各課の所管する交通安全施設工事で、工事等種別が一般土木工事、舗装工事であるもの。
河 川	各課の所管する河川工事で、工事等種別が一般土木工事であるもの。
海岸・港	各課の所管する海岸工事及び港湾課の所管する港湾、漁港工事で、工事等種別が一般土木工事であるもの。
砂 防	砂防課の所管する砂防、地すべり、急傾斜等工事で、工事等種別が一般土木工事及び法面処理工事であるもの。
環境緑化	まちづくり推進課及び各課の所管する公園等で、工事等種別が一般土木工事、造園工事及び法面処理工事であるもの。
下水道	下水道課の所管する下水道工事で、工事等種別が上・下水道工事であるもの。
特 殊 構 造 物	各課の所管する各種工事で、高度な技術が要求されるトンネル、多目的ダム、空港等特殊な施設、並びに各部門に該当しない工事で、工事等種別が一般土木工事及び法面垂直高 8 0 m を超える法面処理工事であるもの。
維持補修 （土木）	各部門にかかる維持補修工事等。 ※土木施設にかかる機能回復または機能向上を図る工事。
一般建築	共同住宅、庁舎等の建築工事（新営工事、改修工事）で、教育・文化施設を除くもの。
教育・ 文化施設	学校、美術館、研修所等の建築工事（新営工事、改修工事）。
電気設備	各部門にかかる電気設備工事。
機械設備	各部門にかかる機械設備工事。
維持補修 （建築・設備）	各部門にかかる維持補修工事。 ※建築・設備工事の大規模改修、耐震改修工事を除く。